

指定通所リハビリテーション

医療法人徳歩会 江南まつもと整形外科 通所リハビリテーションセンター運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人徳歩会 江南まつもと整形外科が開設する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者「医療法人徳歩会 江南まつもと整形外科 通所リハビリテーションセンター」(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「利用者」)、その家族に寄り添い、個別性のある適切な指定通所リハビリテーション等を提供することで、健康寿命の延伸に貢献することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 利用者が自ら立てた目標を達成するために、最良なサービスを提供する。
- 2 利用者の生活機能を改善し、自立をサポートする。
- 3 利用者の健康管理に努める。
- 4 地域の方が利用しやすい施設作りをする
- 5 より良いサービスを提供できるよう、スタッフのスキルアップに努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人徳歩会 江南まつもと整形外科 通所リハビリテーションセンター
- 2 所在地 宮崎県宮崎市恒久 5890 番 1
- 3 電話番号 0985-63-5575(病院代表) 0985-65-3501(リハビリ直通)
FAX 番号 0985-63-5576
- 4 指定番号 4510119615

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

指定通所リハビリテーション等を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名
管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。
- 2 理学療法士 1名
理学療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供等を行うものとする。

3 介護福祉士 1名

介護福祉士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の状態観察、心理的問題の解決、日常介護や運動の提供等を行うものとする。

*上記に加え、看護師、理学療法士、事務員は病院と兼務

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月～土曜日の祝日以外とする。

(日曜日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休みとする)

2 サービス提供時間 8:30～10:00 10:15～11:45(月～土)、14:30～16:00(水・土以外)とする

(指定通所リハビリテーション等の利用定員)

第6条

利用定員は、1回15名とする。

(通常の事業の実施区域)

第7条

通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

宮崎市内(送迎は、当施設から概ね自動車で片道10分圏内とする)

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条

指定通所リハビリテーション等の内容は、以下のとおりとする。

- 1 健康状態チェック
- 2 個別リハビリ
- 3 集団体操
- 4 物理療法
- 5 マシントレーニング
- 6 送迎
- 7 その他

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条

- 1 医師及び理学療法士、その他の指定通所リハビリテーション等の提供に当たる従事者(以下「医師等の従事者」という。)は、診療又は運動機能検査等を基に、協働して利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した際は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

- 4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(利用料、その他の費用の額)

第10条

- 1 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣、市が定める基準によるものとする。当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。
- 3 提供サービスの介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただくこととする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第11条

利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第12条

指定通所リハビリテーション等のサービス提供時間に利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合、医師と連携を図り、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、医療機関並びに予め届けられた緊急連絡先に連絡するなど、必要な措置を迅速に講じる。

(事故発生時の対応)

第13条

事故発生時の対応は、次のとおりである。

- 1 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、予め届けられた緊急連絡先に連絡を行うとともに、必要に応じて介護支援専門員や市区町村に連絡を行う等、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の故意や過失、契約上の注意義務に違反して、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その賠償責任を負う。ただし、その損害について、利用者の故意、過失、契約上の注意義務違反、もしくは事業者の正当な指示に対して違反が認められる場合は、その状況を斟酌して、その賠償額の減額または免除できるものとする。

(秘密保持等)

第14条

- 1 通所リハビリテーション従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、通所リハビリテーション従事者であった者に、業務上知り得た又はその家族の秘密を保持させる為、通所リハビリテーション従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべく旨を通所リハビリテーション従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 15 条

管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第 16 条

事業所は、防火管理者を定め、非常災害に対処する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第 17 条

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 18 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営について留意点)

第20条

この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人徳歩会の理事長と事業所の管理者代行者の協議に基づき定めるものとする。

附則 この規定は、2019年11月1日より施行するものとする。
この規定は、2021年7月1日より施行するものとする。
この規定は、2022年3月1日より施行するものとする。
この規定は、2022年11月1日より施行するものとする。
この規定は、2023年1月1日より施行するものとする。
この規定は、2024年1月1日より施行するものとする。
この規定は、2024年4月1日より施行するものとする。